

# 第399回常任会議員会議議事録

## 1. 日時

平成25年11月28日 13時30分

## 2. 場所

佐賀市「グランデはがくれ」

## 3. 議案

- (1) 土地区画整理法第136条の規定による諮問について
- (2) 農地法第4条の規定による諮問について
- (3) 農地法第5条の規定による諮問について

## 4. 出席者

### ○ 常任会議員

|       |        |       |       |        |
|-------|--------|-------|-------|--------|
| 坂井 邦夫 | 田中 久男  | 前間 源吾 | 貝原 敏正 | 中川 恵次  |
| 古舘 義純 | 山口 友三郎 | 佐佐木幸夫 | 江頭 義太 | 谷口 司郎  |
| 田中 育夫 | 野口 好啓  | 古川 繁樹 | 船津 和正 | (計14人) |

### ○ 県まちづくり推進課

中村 副課長 小松 技師

### ○ 嬉野市建設・新幹線課

中島 課長 早瀬 副課長 松尾 主査 坂本 主事

### ○ 県農山漁村課

祖川 副課長 高島 係長 坂口 主査 山口 副主査 吉牟田 主事

### ○ 佐賀市農業委員会

古賀 係長 田島 主事 鶴 主事

### ○ 事務局

實松 局長 北川 次長 椀島 主事

## 5. 議長

船津 和正

## 6. 議事録署名者

江頭 義太 佐佐木幸夫

## 議 事 内 容

|       |   |
|-------|---|
| 事務局 長 | <p>時間になりましたので、第399回常任議員会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、船津会長よりご挨拶を申し上げます。</p>   |
| 会 長   | <p>第399回常任議員会議の開催に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>本年も紅葉シーズンを終え、いよいよ師走となり、厳冬の時期を迎えました。</p> <p>11月8日にフィリピンを直撃した台風30号は近年にない極めて甚大な被害をもたらし、犠牲になられた方々に対し衷心から哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた方へのお見舞いと一日も早い復旧を祈念申し上げますと存じます。</p> <p>さて、国内では、臨時国会において、5年後を目途に国が関与してきた生産数量目標提示の廃止や戸別所得補償額の減少、さらには農地中間管理機構において農業委員会の関与を排除する動きがあるなど、農業者の代表者である農業委員会系統組織として見過ごせない状況となっています。</p> <p>そこで、先日行われた全国の農業会議会長会議において、農業委員会系統組織の要望を伝えるべく、国会議員に要請活動を行ったところでありますので、常任議員会議後の報告事項において要請事項をお伝えしようと思っております。</p> <p>ところで、本日の常任議員会議では、土地区画整理法第136条の規定による諮問と農地法第4条及び第5条の規定による諮問があります。</p> <p>土地区画整理法による諮問については、県土づくり本部まちづくり推進課より嬉野市の嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業について説明があります。</p> <p>農地法による転用諮問案件については、第4条・43件、うち2,000㎡以上は4件。第5条・68件、うち2,000㎡以上は13件、計111件となっています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。</p> |
| 事務局 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、常任議員会議に入りたいと思っております。</p> <p>本日の「第399回常任議員会議」につきましては、常任議員の総数18名に対し14名の出席をいただいております、過半数</p>   |

|          |   |   |
|----------|---|---|
|          |   | に達していますので、本会議は成立していることを報告いたします。<br>また、農業会議会則第41条の2の第3項の規程に基づき、議長を船津会長にお願いします  |
| 議        | 長 | それでは、只今から議事に入ります。<br>本日の議事録署名者として、〇〇の〇〇会議員と〇〇の〇〇会議員にお願いいたします。<br>まず、土地区画整理法第136条の規定による諮問に入ります。<br>諮問の内容について、県土づくり本部まちづくり推進課から説明をお願いします。 |
| まちづくり推進課 |   | (案件について説明)  |
| 議        | 長 | ありがとうございます。<br>皆様方より、意見質問等ございませんか。  |
| 〇〇会議員    |   | 計画では新たに調整池が作られるようですが、そこからの排水はどうするのですか。  |
| まちづくり推進課 |   | 調整池は近隣の下宿川より高い位置にあるため、下宿川へ自然排水を行います。  |
| 〇〇会議員    |   | 計画に係る農地の圃場整備はいつ頃なされていますか。   |
| まちづくり推進課 |   | 昭和50年と昭和62年に終了しており、土地改良区も解散済みです。  |
| 〇〇会議員    |   | 調書の地図に記載されている道路の名称が違います。<br>気をつけてください。  |
| まちづくり推進課 |   | 申し訳ありません。<br>(調書修正箇所を確認)  |
| 議        | 長 | この諮問された案件について、他に意見質問及び異議はありますか。   |
| 会議員一同    |   | (意見・質問・異議なし)  |
| 議        | 長 | 異議ないものと認め、この旨知事に答申することと決定いたし  |

ます。

< まちづくり推進課及び嬉野市建設・新幹線課 退席 >

議 長

続きまして、農地法の規定による諮問に入ります。  
農地法第4条の規定による諮問及び第5条の規定による諮問について、一括上程します。  
諮問の内容について、県農山漁村課農地調整担当及び佐賀市農業委員会から、説明をお願いします。

県農山漁村課

(11月分の農地法諮問調書集計表により、転用用途別件数面積及び転用田畑別面積について内容説明。)

県の諮問調書の説明に移ります。農地法第4条関係は36件のうち、2,000㎡以上は4件。第5条関係は52件のうち、2,000㎡以上は8件。合計で88件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

農地法第4条関係の〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請の〇〇への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域にある農地であり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は第3種農地に近接する区域またはその他市街地化が見込まれる区域内にあり、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域の規模が概ね10ha未満である区域内にある農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域にある農地であり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は鉄道の駅及び市役所等施設を中心に半径500mの円で囲まれる区域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超え、その割合が40%となるまで当該施設を中心とする円の半径を延長した長さ、又は1キロメートルのいずれか短い距離以内の区域にあることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

2,000㎡未満の案件も併せて審議のほど、よろしく申し上げます。

佐賀市農業委員会

佐賀市の諮問調書の説明に移ります。

農地法第4条関係は7件、そのうち2,000㎡以上は今回ありません。第5条関係は16件、そのうち2,000㎡以上は5件。合計で23件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内

にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地は〇〇駅から概ね300m以内にある農地であり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地のうち2,234㎡は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。また、申請地のうち2,641㎡は水管及び下水道管が埋設された道路の沿道区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設が存在する農地であり、第3種農地であることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地のうち4,386㎡は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。また、申請地のうち147㎡は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地から概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する区域にある第3種農地であることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

2,000㎡未満の申請も併せて審議のほど、よろしく申し上げます。

議

長

第4条関係43件、第5条関係68件の諮問のうち2,000㎡以上の案件について説明がありました。

ここで、2,000㎡以上の17案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

|   |      |  |
|---|------|--|
| 議 | 長    | はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                     |
| 会 | 議員一同 | ( 意見・質問・異議なし )   |
| 議 | 長    | それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。 |
| 議 | 長    | つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                      |
| 会 | 議員一同 | ( 意見・質問・異議なし )   |
| 議 | 長    | それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。 |
| 議 | 長    | つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                      |
| 会 | 議員一同 | ( 意見・質問・異議なし )   |
| 議 | 長    | それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。 |
| 議 | 長    | つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                      |
| 会 | 議員一同 | ( 意見・質問・異議なし )   |
| 議 | 長    | それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。 |
| 議 | 長    | つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                    |

|           |  |
|-----------|--|
| 会 議 員 一 同 | ( 意 見 ・ 質 問 ・ 異 議 な し )  |
| 議 長       | それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。 |
| 議 長       | つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                      |
| 〇〇会 議 員   | 権利の種別は「使用貸借権」となっていますが、貸付人と借受人は親戚関係なのですか。   |
| 県農山漁村課    | 親子です。  |
| 議 長       | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。   |
| 会 議 員 一 同 | ( 異 議 な し )  |
| 議 長       | それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。 |
| 議 長       | つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                      |
| 会 議 員 一 同 | ( 意 見 ・ 質 問 ・ 異 議 な し )  |
| 議 長       | それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。 |
| 議 長       | つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                      |
| 〇〇会 議 員   | 申請地は田と畑の混合ですが、賃借料は田畑で違いがあるのですか。  |



|           |  |  |
|-----------|--|--|
| 県農山漁村課    |  | 違いはなく、この賃借料は田畑を一括した価格です。   |
| 議 長       |  | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。   |
| 会 議 員 一 同 |  | (異議なし)   |
| 議 長       |  | それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。 |
| 議 長       |  | つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                      |
| 会 議 員 一 同 |  | ( 意見・質問・異議なし )   |
| 議 長       |  | それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。 |
| 議 長       |  | つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                      |
| 会 議 員 一 同 |  | ( 意見・質問・異議なし )   |
| 議 長       |  | それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。 |
| 議 長       |  | つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                      |
| 会 議 員 一 同 |  | ( 意見・質問・異議なし )   |
| 議 長       |  | それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。 |

|     |       |  |
|-----|-------|--|
| 議   | 長     | つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                              |
| 会   | 議員一同  | ( 意見・質問・異議なし )   |
| 議   | 長     | それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。         |
| 議   | 長     | つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                              |
| 会   | 議員一同  | ( 意見・質問・異議なし )   |
| 議   | 長     | それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。 |
| 議   | 長     | つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                              |
| 〇〇  | 会議員   | 申請地に一部虫食い状態の部分があるようですが、その部分は転用後どのようなになるのですか。   |
| 佐賀市 | 農業委員会 | 虫食い状態で残る部分は、現在田として使われている農地ですが、転用後は地権者が形状変更を行い、畑として使う予定です。                                |
| 議   | 長     | 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。   |
| 会   | 議員一同  | (異議なし)   |
| 議   | 長     | それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。 |

|        |      |  |
|--------|------|--|
| 議      | 長    | つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                              |
| 会      | 議員一同 | ( 意見・質問・異議なし )   |
| 議      | 長    | それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。 |
| 議      | 長    | つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                              |
| 会      | 議員一同 | ( 意見・質問・異議なし )   |
| 議      | 長    | それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。     |
| 議      | 長    | つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。                                  |
| 会      | 議員一同 | ( 意見・質問・異議なし )   |
| 議      | 長    | それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。     |
| 議      | 長    | 最後に、2,000㎡未満の案件については、一括してご意見等をお伺いいたします。<br>ご意見・ご質問等ないでしょうか。                              |
| 〇〇     | 会議員  | 第4条関係の〇〇農業委員会経由のなかで〇〇への転用案件が複数ありますが、これはなぜですか。  |
| 県農山漁村課 |      | これは地区の道路沿いに集団で存在する農地を地域住民が景観を整える目的で桜等を植栽するようです。  |

|        |   |
|--------|---|
| 〇〇会議員  | 転用後の地目はどうなりますか。   |
| 県農山漁村課 | 地目は〇〇の判断次第になりますが、原野扱いになるのではないのでしょうか。  |
| 〇〇会議員  | 2,000㎡以上の案件についてですが、植林を行う際、近隣に田畑がある場合はその後の営農に影響はないのですか。  |
| 県農山漁村課 | 周辺農地の耕作者からの同意が得られています。  |
| 〇〇会議員  | 植林に関連してですが、転用理由が高齢となっている方たちが植林後の管理を行うのは一苦労だと心配しています。  |
| 議長     | その他意見や質問等ございませんか。   |
| 会議員一同  | ( 意見・質問・異議なし )  |
| 議長     | <p>それでは、本日諮問された農地法第4条関係36件及び第5条関係52件、合わせて88件については知事に、農地法第4条関係7件及び第5条関係16件、合わせて23件については佐賀市農業委員会会長に、許可を相当として答申いたします。</p> <p>以上をもって、議事を終了いたします。</p> <p>&lt; 議 事 終 了 &gt;</p> |
| 事務局長   | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告事項について、事務局よりご報告します。</p>  |
| 事務局    | (それぞれ説明)  |
| 事務局長   | 以上をもちまして、常任会議員会議を終了いたします。   |

15時30分